

令和6年度版

中央建設国民健康保険組合
加入のご案内

中建国保青森県支部

〒038-0012 青森県青森市柳川1丁目2番88号 青森建築会館3階
TEL:017-761-2370 FAX:017-761-2372

中建国保弘前出張所

〒036-8002 弘前市駅前2丁目12-7
TEL:0172-33-2995 FAX:0172-33-0266

中建国保はどんな組合？

中央建設国民健康保険組合（中建国保）は、全国建設労働組合総連合（全建総連）を母体組合とし、現在29都県に32支部が設置されています。

建築業に従事する組合員と家族の皆さんが約27万人加入しています。

中建国保は昭和45年8月1日、国民健康保険法13条に基づき、東京都の認可を受け事業を開始しました。

設立以来、組合員が同じ建設業に従事しているという特徴を活かし、積極的な疾病予防や健康づくりをすすめ医療費の適正化に努め、自分たちの健康と生活を守るために協力し合って運営しています。

中建国保の事業内容

保 険 給 付

皆さんの医療費を負担したり、様々な給付金を支払います。

法律で決められた給付

- ①療養費 ②高額療養費 ③出産育児一時金 ④葬祭費 ⑤移送費

中建国保独自の給付

- ①休業補償としての傷病手当金
- ②女性組合員の休業補償としての出産手当金
- ③償還金

保 健 事 業

皆さんの健康の保持増進を図るために行う事業です。

- ①集団健診の実施
- ②職業病アスベスト対策として胸部レントゲン写真の再読影の推進
- ③人間ドックの補助金支給
- ④インフルエンザ・肺炎球菌予防接種を受けた時の補助金支給
- ⑤健康の保持増進の為に健康・体力づくり事業を開催

その他さまざまな世代の生活を守る取り組み

- ①災害にあったとき、世帯分の保険料を免除しています。
- ②家族が出産したとき、当該家族分の保険料を免除しています。
- ③3歳未満のお子さんの保険料を無料としています。
- ④介護の為に住宅改修に補助を行っています。
- ⑤保養施設を利用した場合の補助金を支給しています。
- ⑥1年間保険給付を受けていない世帯で、前年度に組合員が健診を受信している世帯に健康家庭祝金を支給しています。

中建国保に加入するとき

加入資格

① 全建総連加盟組合の組合員で、② 建設業に従事しており、③ 中建国保の次の指定地区にお住まいであれば加入できます。

青森、岩手、秋田、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、新潟、石川、福井、山梨、静岡、愛知、滋賀、大阪、奈良、和歌山、鳥取、島根、山口、徳島、愛媛、高知、福岡、熊本、大分、宮崎、鹿児島各都府県の市町村。

加入手続きに必要な書類

必ず必要なもの	場合によって必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ○加入申込書（弘前建築組合新規加入手続き） ○加入確認書 ○組合員の資格及び種別保険料に関する申告書（ピンク色） ○組合員の振込先口座届 ○続柄・個人番号の記載された世帯全員の住民票 ○旧保険証のコピー（住民票に載っている家族全員分） （社会保険をやめて加入する場合は、社会保険資格喪失証明書） ○組合員本人の運転免許証の写し ○労災保険加入の確認 ○職種が確認できる書類（建設業許可書・確定申告書等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者の中に遠隔地に住む学生の家族がいる場合：住民票、在学証明書 ○70歳以上の家族がいる場合：70歳以上の世帯員の課税所得証明書 ○被保険者が働いている場合：家族被保険者の就業・就労状況報告書

※ 市町村役場で住民票をとる場合、「国保組合に提出するので世帯主との続柄等、全て記載されている省略なしの、世帯全員の住民票を」と窓口で申し出てください。

加入資格の確認が必要な場合

現在「個人事業所」で加入し、「法人事業所」になった場合
または、個人事業所で5人以上を雇用している場合 } 健保適用除外承認事業所となり
厚生年金加入手続きが必要です。

加入について詳しくは、支部・出張所にお尋ね下さい。

中央建設国民健康保険組合 青森県支部

TEL : 017-761-2370

FAX : 017-761-2372

中建国保弘前出張所

TEL : 0172-33-2995

FAX : 0172-33-0266

安心ひろがる現金給付

◎償還金

70歳未満の組合員を対象に医療費の自己負担分が一つの病院で、
1ヶ月17,500円を超えた時は、超えた額を償還金として支給します。

ただし、**加入後90日を経過した組合員が対象**となります。

◎傷病手当金

組合員を対象に、連続した5日間以上の休業のとき、入院・入院外
それぞれ50日合わせて最大100日まで支給が受けられます。

ただし、**加入後90日を経過した組合員が対象**となります。

種 別	入 院	外 来
法人第1種組合員	8, 0 0 0円	4,000 円
第1種組合員		
第2種組合員		3,600 円
法人第3種組合員		
第3種組合員		3,200 円
第4種組合員		
第5種組合員		2,400 円
第6種組合員		
		2,000 円

◎出産育児一時金

組合員（又は、扶養家族）が、出産したとき

1子につき	500,000 円
-------	-----------

◎葬祭費

組合員が死亡したとき	70,000 円
家族 //	50,000 円

◎健康診断を受けたとき

個人でうける健康診査費用の補助	年度	11,000 円
集団健診を受けた時の補助	//	個人負担はないので補助金はありません

◎インフルエンザ予防接種・肺炎球菌予防接種を受けたとき

接種費用に関わらず、1人当たり2,000円（インフルエンザ：年2回）

◎保養施設を利用したとき

1泊	一人当り	年度	3,000 円
----	------	----	---------

令和6年度健康保険料月額表

納める保険料は『医療保険料』『介護保険料』『後期高齢者支援金』の合算額となります。

組 合 員	種 別	医療保険料	介護保険料 (40歳～64歳)	後期高齢者支援金 (組合員と3歳以上の家族)
30歳以上の法人事業主	法人第1種	26,400円	4,900円	6,600円
30歳以上の個人事業主	第1種	24,900円	4,800円	6,300円
30歳以上の一人親方	第2種	21,300円	4,200円	5,400円
30歳以上の法人事業所の従業員	法人第3種	18,000円	3,700円	4,800円
30歳以上の個人事業所の従業員	第3種	17,500円	3,600円	4,600円
25歳以上30歳未満の方	第4種	11,800円		3,100円
20歳以上25歳未満の方	第5種	9,300円		2,900円
20歳未満の方	第6種	6,800円		2,800円
家族1人につき (最大5人まで)	高齢家族 (70歳以上)	3,100円		1,900円
	成人家族 (23歳以上70歳未満)	3,700円	2,800円	2,100円
	若年家族 (6歳以上23歳未満)	3,000円		1,900円
	就学前 (3歳以上6歳未満)	2,200円		1,400円
	3歳未満	無料		無料

※3歳未満の家族保険料はいただきません。

あなたの納める保険料は？

- | | | |
|---------|----|--------|
| ◎ 医療保険料 | 本人 | _____円 |
| | 家族 | _____円 |
| ◎ 後期支援金 | 本人 | _____円 |
| | 家族 | _____円 |
| ◎ 介護保険料 | 本人 | _____円 |
| | 家族 | _____円 |
| ◎ 組合費 | | _____円 |
| ◎ 全労済掛金 | | _____円 |
| ◎ 共済手数料 | | _____円 |
| ◎ 事務費 | | 500円 |
| ◎ 特別組合費 | | 600円 |
| ◎ 特別事務費 | | _____円 |

合 計 _____円